

石山 Soccer Community 団体規約

〈名称〉

第一条 この団体は、石山 Soccer Community と称する。

〈事務局〉

第二条 この団体の事務局は、新潟市東区若葉町2丁目16-1に置く。

〈目的〉

第三条 この団体は中学生を対象にサッカーを通じた心身の健全な育成及び競技力の向上などに寄与することを目的として活動する。

〈活動〉

第四条 この団体は前条の目的を達成するために以下の点に留意しながら活動する。

- (1) 選手の育成や競技力の向上に必要な機会を保障(創出)するとともに心身の健全な発育・発達を目指した適切な休養を設けること。
- (2) 活動拠点を学校とすることで中学生が「放課後速やかに」「なるべく低負担で」サッカーに取り組める環境を整えるとともに専門的な指導を継続的に受けられるようにすること。
- (3) 指導者の待遇改善に努めるとともに地域の人材を活用することで長期にわたって持続可能なクラブ運営ができるようにすること。
- (4) 選手はスポーツ保険に加入し、けがの対応はこの保険適用とすること。

〈会員〉

第五条 この団体の構成員は次のものとする。

- (1) 東石山・石山中学校サッカー部の選手
- (2) 団体の趣旨に賛同した東石山・石山中学校サッカー部以外の生徒(中学生)
- (3) 団体の趣旨に賛同した指導者(外部含む)

〈入会〉

第六条 この団体に入会するものは申込書を事務局に提出し代表の承認を得るものとする。

〈指導者・講師への謝礼金〉

第七条 以下より指導者へ旅費を含めた謝礼金を保護者会(クラブ会員の保護者会)が支払うものとする。その金額は1回3000円とする。
ただし指導者ライセンス(JFA)を保持していないスタッフについては2000円、平日夕方(水曜日・木曜日の17時~19時)・夜間の指導には一律1500円とする。

〈参加費〉

第八条 会員は年間20000円の金額を納める。

※参加費はクラブの会員数・指導者人数・活動実績に応じて変更される場合がある。

〈役員〉

第九条 本団体に以下の役員を置く。

- (1) 代表 菊地亮平
- (2) 保護者会長 1名
- (3) 保護者副会長 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 保険 2名
- (6) 会計監査 2名

第十條 本団体の事務処理は役員及び保護者会が行う。

第十一條 活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任は、当団体にある。

(1) 生徒同士のトラブルについては、当団体で対応する。

(2) 活動中の傷害などについては、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応する。

(3) 当団体および指導者に対して一切の損害賠償請求をしないものとする。

【附則】この団体規約は令和6年 11月から施行する。